

近隣関係住民の皆さんへ

建築基準法には、建築物の敷地、構造、用途など、多くの基準が定められています。この法律は全国一律の基準です。建築主にも建築基準法の基準の中で、自分の敷地を自由に使う権利があります。

したがって、住民の皆さんも一方的に要望のみを述べるのではなく、建築主側の主張にも耳を傾ける姿勢と、お互いに譲る精神を持っての話し合いによる解決を目指す姿勢が大切です。

1. 標識の設置

標識が設置されたら、建築計画の概要についてよく見ましょう。

疑問があれば、標識に記載されている連絡先に問合せましょう。建築計画が進んでからでは希望に応じることができないこともあります。早めに連絡された方がよいでしょう。

2. 建築計画の説明

隣接住民の方には、事前に建築主等から建築計画の説明がされます。

周辺住民の方は建築主等から建築計画の説明がない場合、建築主等に説明の申し出をすれば、建築計画の説明を受けることができます。

建築主等からの説明に疑問や不安に思うことがあれば、納得のいくよう話し合われることが必要でしょう。

3. 話し合い

建築計画に対して「こうしてほしい」という希望があった場合、話し合いの場をもたれることが大切です。

建築主は関連法令の手続を進めれば、工事を始めることができます。工事が始まると建物の位置の変更ができなくなるなど、皆さんの希望を受け入れることが難しくなるでしょう。

疑問や不安に思うことは、あらかじめ整理し、正確に建築主等へ伝えましょう。このとき、一方的に要望のみを伝えるのではなく、建築主等の意見もよく聞きましょう。

お互いに歩み寄ることができる方策を検討し、円滑な話し合いをしましょう。

話し合いが合意に達した場合、その内容を「覚書」や「協定書」などとして、文書にしておくことが望ましいでしょう。

～ よりよい「まちづくり」のために～

お互いに話し合う余地を残しながら、過剰な要求や感情面のもつれなどのため、解決できる問題でも解決されないことがあります。もう一度、お互いの主張を見直し、本当に解決する方法がないのか見直してみることも大切です。